

令和7年度（令和8年3月31日現在）貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	45,173	保険契約準備金	2,992,039
預貯	45,173	支払準備金	28,998
買入金銭債権	5,171	責任準備金	2,961,994
		契約者配当準備金	1,046
有価証券	3,163,643	代理店借	6,249
国債	1,460,949	再保険借	178,804
地方債	61,815		
社債	451,906	その他の負債	96,289
株式	2	債券貸借取引受入担保金	56,920
外国証券	1,028,380	未払法人税等	771
その他の証券	160,589	未払金	832
貸付金	14,629	未払費用	6,592
保険約款貸付	13,129	預り金	191
一般貸付	1,500	預り保証金	2,861
有形固定資産	41,027	金融派生商品	27,623
土地	27,280	仮受	496
建物	13,063	退職給付引当金	434
その他の有形固定資産	684	価格変動準備金	10,789
無形固定資産	14,209		
ソフトウェア	11,799	負債の部合計	3,284,607
その他の無形固定資産	2,410		
代理店貸	52	(純 資 産 の 部)	
再保険貸	75,993	資本金	59,000
その他の資産	59,648	資本剰余金	45,204
未収費用	39,836	資本準備金	45,204
未払収	3,084	利益剰余金	22,101
預託金	10,265	その他利益剰余金	22,101
仮払	2,642	繰越利益剰余金	22,101
その他の資産	844	株主資本合計	126,305
	2,973		
繰延税金資産	1,391	その他の有価証券評価差額金	20,944
貸倒引当金	△ 48	繰延ヘッジ損益	△ 10,963
		評価・換算差額等合計	9,981
		純資産の部合計	136,286
資産の部合計	3,420,894	負債及び純資産の部合計	3,420,894

貸借対照表の注記

1. 有価証券（買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法）によっております。また、組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - 賃貸用有形固定資産
定額法を採用しております。
 - 営業用有形固定資産
定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した建物付属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	各発生年度の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年～19年）
過去勤務費用の処理年数	各発生年度の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～19年）
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、一部の外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。また、将来受渡予定の債券に対する金利変動リスクのヘッジとして債券先渡取引による繰延ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジに高い有効性があると想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

11. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定を設けた保険契約に係る保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第3号に定める方式。
- なお、責任準備金については保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において保険計理人が適正に積み立てられていることを確認しております。
責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
12. 既発生未報告支払備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- （計算方法の概要）
IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
14. 当社は、オリックス株式会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。法人税及び法人地方税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。
15. 当期末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は、次のとおりであります。
「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）および「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）が公表されております。これらの会計基準等は、国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて使用権資産およびリース負債を貸借対照表に計上すること等を定めております。当社では、2027年度より適用を予定しております。なお、適用された年度における影響は、現在評価中であります。

16. 主な金融商品の状況に関する事項は次のとおりであります。

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険の販売（契約獲得）により固定金利（予定利率）で資金調達されている負債特性を十分に考慮し、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

この方針に基づき、具体的には、公社債等の利付資産をポートフォリオの核とし、また、一部を不動産やオルタナティブ商品に分散投資しております。

デリバティブ取引については、主として一部の外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引、金利変動リスクを回避する目的で債券先渡し取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。また、外貨建負債の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ会計は適用していません。

ヘッジ会計の手法については、為替予約取引をヘッジ手段、一部の外貨建債券をヘッジ対象とした時価ヘッジ、債券先渡し取引をヘッジ手段、将来受渡予定の債券をヘッジ対象とした繰延ヘッジを行っております。ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジに高い有効性があると想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

なお、主な金融商品として、有価証券及びデリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、定期的に時価及び時価変動額を把握し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分が行われていること等をモニタリングし、取締役会及び経営会議に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、リスク管理方針及び資産運用リスク管理規則に従い、発行体及び与信先の財務状況や与信金額が特定の企業、業種に集中していないこと等をモニタリングし、取締役会及び経営会議に報告しております。

17. 主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現預金、未収金、債券貸借取引受入担保金及び金融商品等受入担保金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権	5,171	5,171	-
その他有価証券	5,171	5,171	-
有価証券	3,070,101	2,232,542	△ 837,559
売買目的有価証券	137,933	137,933	-
責任準備金対応債券	1,932,633	1,095,074	△ 837,559
その他有価証券(※1)	999,534	999,534	-
貸付金	14,629	14,629	-
保険約款貸付	13,129	13,129	-
一般貸付	1,500	1,500	-
金融派生商品(※2)	△ 27,623	△ 27,623	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,427	7,427	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 35,051	△ 35,051	-

(※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日)第24-3項又は第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△を付しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、表中の有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(※1)	2
組合出資金等(※2)	93,539

(※1) 市場価格のない株式等には非上場株式が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 改正2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金等は、匿名組合、投資事業組合等が含まれます。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

18. 主な金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
 レベル1の時価：測定日現在において入手できる同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	5,171	5,171
その他有価証券	-	-	5,171	5,171
有価証券	23,754	945,129	27,874	996,758
売買目的有価証券	23,754	114,178	-	137,933
外国証券	1,060	-	-	1,060
その他の証券	22,694	114,178	-	136,873
その他有価証券	-	830,951	27,874	858,825
国債	-	109,508	-	109,508
地方債	-	9,777	-	9,777
社債	-	182,782	-	182,782
外国証券	-	528,882	27,874	556,756
デリバティブ取引（※）	-	△ 27,623	-	△ 27,623
通貨関連	-	△ 12,197	-	△ 12,197
債券関連	-	△ 15,426	-	△ 15,426

（※）金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△を付しております。

（注） 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項又は第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は、上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は120,643百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は20,065百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸付金	-	-	14,629	14,629
保険約款貸付	-	-	13,129	13,129
一般貸付	-	-	1,500	1,500
有価証券	-	1,095,074	-	1,095,074
責任準備金対応債券	-	1,095,074	-	1,095,074
国債	-	758,989	-	758,989
地方債	-	31,487	-	31,487
社債	-	149,209	-	149,209
外国証券	-	155,387	-	155,387

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券（預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）

有価証券については、活発な市場における（無調整の）相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主にマネー・リザーブ・ファンド及びマネー・マーケット・ファンドがこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に国債、地方債、社債、投資信託のほか、リバレッジ債、資産担保証券などの仕組債がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合は、第三者の算定する価格を使用しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。主にリバースデュアルカレンシー債やCLOなどの仕組債、信託受益権がこれに含まれます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていないまたはその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引、債券先渡取引等が含まれます。

貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、原則として帳簿価額を時価としております。

一般貸付は、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	買入金銭債権 その他有価証券	有価証券		合計
		その他有価証券		
		社債	外国証券	
期首残高	6,498	-	74,517	81,016
当期の損益 またはその他有価証券評価差額金	△ 198	-	△ 1,160	△ 1,358
損益に計上(※1)	-	-	658	658
評価・換算差額等に計上(※2)	△ 198	-	△ 1,818	△ 2,016
購入、売却、発行および決済	△ 1,128	-	△ 45,482	△ 46,611
レベル3の時価への振替	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-
期末残高	5,171	-	27,874	33,046

(※1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

③ 時価の評価プロセスの説明

当社は資産管理部門にて時価の算定及び時価のレベルの分類に関する方針および手続を定め、インプットの妥当性及び時価のレベルの分類の適切性の検証をおこなっております。

時価の算定にあたっては、第三者から入手した価格につき、利用されている評価技法及びインプットの確認や他ベンダーの提供時価との比較等の適切な方法により、価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(注3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項又は第24-9項を適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位:百万円)

	有価証券		合計
	その他有価証券		
	外国証券	その他の証券	
期首残高	95,515	15,505	111,021
当期の損益 またはその他有価証券評価差額金	20,055	254	20,310
損益に計上(※1)	-	-	-
評価・換算差額等に計上(※2)	20,055	254	20,310
購入、売却、発行および決済	10,417	△ 1,039	9,377
期末残高	125,988	14,720	140,709

(※1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(注4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項を適用した投資信託の当事業年度における解約等に関する制限ごとの内訳

(単位:百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳	貸借対照表計上額
基準価額での解約又は買戻請求不可、かつ第三者への譲渡制限付き	120,643

19. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しており、当期末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は38,209百万円、時価は59,610百万円であります。
なお、時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。
20. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、689,369百万円であります。
21. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものはありません。
22. 有形固定資産の減価償却累計額は15,536百万円であります。
23. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は143,369百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
24. 関係会社に対する金銭債権の総額は3,206百万円、金銭債務の総額は1,014百万円であります。
25. 繰延税金資産の総額は23,326百万円、繰延税金負債の総額は19,448百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、2,486百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金9,998百万円、繰延ヘッジ損益4,462百万円、価格変動準備金3,121百万円、繰越欠損金2,134百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、外貨建責任準備金対応債券為替差損益10,225百万円、その他有価証券評価差額金8,525百万円あります。
26. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 当期首現在高 | 1,053 百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 1,001 百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 994 百万円 |
| 当期末現在高 | 1,046 百万円 |
27. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は3,263百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は716,942百万円あります。
28. 再保険を付した部分に相当する責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき、不積立としております。この取扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかや当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかといった点に着目して判断しております。
29. 1株当たりの純資産額は66,158円65銭であります。
30. 契約の諸条件に照らして、以下の①②に該当する一定の再保険契約（保険業法施行規則第71条第3項に規定する再保険に係るものを除く）に係る未償却出再手数料（受再保険会社から収受した手数料のうち、当該再保険契約により再保険に付した部分に係る将来の収益又は利益から受再保険会社に支払うものをいう）の当年度末残高は54,712百万円あります。
- ①未償却出再手数料及びこれに附帯して支弁する費用その他これに準ずるものを受再保険会社に将来支払うことを約するものであること。
 - ②保険契約に係るリスクのうち、当該再保険に付された部分に係るリスクの一部を移転するものであること。

31. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,895 百万円
勤務費用	465 百万円
利息費用	129 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 414 百万円
退職給付の支払額	△ 363 百万円
期末における退職給付債務	5,712 百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	6,349 百万円
期待運用収益	120 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	307 百万円
事業主からの拠出額	589 百万円
退職給付の支払額	△ 414 百万円
期末における年金資産	6,953 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,712 百万円
年金資産	6,953 百万円
	△ 1,240 百万円
未認識数理計算上の差異	△ 1,908 百万円
未認識過去勤務費用	232 百万円
退職給付引当金	△ 434 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	465 百万円
利息費用	129 百万円
期待運用収益	△ 120 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 121 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	25 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	379 百万円

⑤ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	25 %
生命保険一般勘定	20 %
株式	18 %
短期金融資産	18 %
その他	19 %
合計	100 %

⑥ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率については、年金資産のポートフォリオの内容及びこれらのポートフォリオから生じる長期期待運用収益率に基づいて毎期決定しております。長期期待運用収益率は、従業員が勤務の結果として生じる給付を受けるまでの期間に、実際に資産から生じる長期の収益率に近似するように設定されます。その設定にあたっては、年金資産のポートフォリオから生じた過去の実際の収益や様々な資産から生じる個々の独立した予定利率を含む、多くの要素を用いています。

⑦ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりであります。

割引率	3.0 %
長期期待運用収益率	1.9 %

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、301百万円であります。

32. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

令和7年度 (令和7年4月 1日から 令和8年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	853,253
保 険 料 等 収 入	726,325
保 険 料 収 入	622,888
再 保 険 収 入	103,437
資 産 運 用 収 益	124,010
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	71,140
預 貯 金 利 息 収 入	112
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	66,103
貸 付 金 利 息	363
不 動 産 賃 貸 料	3,829
そ の 他 利 息 配 当 金	731
有 価 証 券 売 却 益	2,118
有 価 証 券 償 還 益	191
為 替 差 益	16,796
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	454
そ の 他 運 用 収 益	18
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	33,290
そ の 他 経 常 収 益	2,917
年 金 特 約 取 扱 受 入 金	2,531
保 険 金 据 置 受 入 金	63
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 額	210
そ の 他 の 経 常 収 益	112
経 常 費 用	826,592
保 険 金 等 支 払 金	419,720
保 険 金	45,120
年 金	27,090
給 付 金	64,998
解 約 返 戻 金	60,004
そ の 他 返 戻 金	6,707
再 保 険 料	215,799
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	292,802
支 払 備 金 繰 入 額	645
責 任 準 備 金 繰 入 額	292,156
資 産 運 用 費 用	7,962
支 払 利 息	555
有 価 証 券 売 却 損	1,983
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 償 還 損	143
金 融 派 生 商 品 費 用	2,506
賃 貸 用 不 動 産 等 減 価 償 却 費 用	779
そ の 他 運 用 費 用	1,994
事 業 費 用	91,903
そ の 他 経 常 費 用	14,203
保 険 金 据 置 支 払 金	121
税 減 価 償 却 費 用	9,342
そ の 他 の 経 常 費 用	4,733
そ の 他 の 経 常 費 用	5
経 常 利 益	26,660
特 別 損 失	1,392
固 定 資 産 等 処 分 損	82
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	1,310
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	994
税 引 前 当 期 純 利 益	24,273
法 人 税 及 び 住 民 税	1,727
法 人 税 等 調 整 額	4,836
法 人 税 等 合 計	6,564
当 期 純 利 益	17,709

損益計算書の注記

1. 保険料については、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
2. 元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち、再保険協約書に基づいて再保険会社から受け取ることができる金額を、元受保険契約に係る保険金等の支払時点において再保険収入として計上しております。
また、元受保険契約に係る保険料収入として受け取った金額のうち、再保険協約書に基づいて再保険会社に支払う義務がある金額を、元受保険契約に係る保険料収入を受け取った時点において再保険料として計上しております。
修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
なお、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金及び支払備金については積み立てておりません。
3. 保険金等支払金（再保険料を除く）については、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生しているものと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 関係会社との取引による収益の総額は1,089百万円、費用の総額は1,547百万円であります。
5. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券959百万円、外国証券1,094百万円、その他63百万円であります。
6. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,055百万円、外国証券928百万円であります。
7. 有価証券評価損の内訳は、株式等0百万円であります。
8. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の内額は1,058百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の内額は196,180百万円であります。
9. 1株当たりの当期純利益は、8,596円77銭であります。
10. 金融派生商品費用には、評価損が8,868百万円含まれております。
11. 再保険収入には、貸借対照表の注記第30項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額71,087百万円を含んでおります。
12. 再保険料には、貸借対照表の注記第30項に掲げる一定の再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額32,085百万円を含んでおります。
13. 関連当事者との取引は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権の数の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	オリックス・リ インシュアラン ス・リミテッド	-	最低保証に係る共同保 険式再保険契約(注1)	再保険収入	19	再保険貸 (注2)	11,813
				再保険料	601	再保険借	48

関連当事者との関係

関連当事者との役員の兼務等の関係はありません。

取引条件等

(注1) 再保険取引については、一般の取引条件と同様に設定しております。

(注2) 再保険契約に関して、一時払いの再保険料のうち前払再保険料に相当する部分を再保険貸に計上しております。

14. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。